

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

令和6年(2024年)7月17日(水) 午前10時00分から10時35分まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

【委員】

- | | |
|--------------|--------------|
| ・会長 石田 和之 委員 | ・副会長 山口 淳 委員 |
| ・大川 雅子 委員 | ・三浦 晴彦 委員 |
| ・番田 晶子 委員 | ・渡辺 裕美子 委員 |

【市理事者】

(税務部)

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・中川 税務部長 | ・杉原 税務部次長 |
| ・山際 税務部参事(市民税課) | ・三輪 市民税課主幹 |
| ・徳野 資産税課長 | ・藤田 資産税課長代理 |
| ・小林 資産税課主幹 | ・藤崎 資産税課主査 |
| ・樋上 納税課長 | ・北川 納税課長代理 |
| ・木下 納税課主幹 | ・西田 納税課主幹 |
| ・前原 納税課主査 | ・加藤 納税課主査 |
| ・三住 債権管理課長 | ・芦田 債権管理課長代理 |

(事務局)

- | | |
|------------|------------|
| ・曾我 市民税課長 | ・植田 市民税課主査 |
| ・福沢 市民税課主任 | ・山内 市民税課主任 |

4 欠席者

- ・徳原 秀樹 委員

5 傍聴者

なし

6 配付資料

(1) 吹田市市税審議会 会議次第 (事前送付)

(2) 市税審議会資料 (事前送付)

ア 諮問事項 1 特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例 (わがまち特例) の見直しについて (1 ~ 2 ページ)

イ 諮問事項 2 一体型滞在快適性等向上施設に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例 (わがまち特例) について (3 ~ 4 ページ)

ウ 令和 5 年度 (2023 年度) 市税収入状況について (5 ~ 6 ページ)

エ 吹田市市税審議会規則 (7 ~ 8 ページ)

オ 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて (9 ページ)

(3) 令和 6 年 7 月 17 日 吹田市市税審議会出席者一覧 (当日配付)

(4) 座席表 (当日配付)

7 会議内容 (発言要旨)

(1) 議事 1 諮問事項

ア 特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例 (わがまち特例) の見直しについて、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員)

今回の改正前において、特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例を適用した事例は何件ありますか。

(理事者)

資料の 2 ページ目の備考にお示ししているとおり、これまでに特例の適用実績はありません。

(委員)

特定バイオマス発電設備については、都市計画上いろいろな用途地域等の規制を受ける施設だと思うのですが、仮に立地するとなった場合、実際に吹田市で立地できる場所はありますか。木材や農業といった産業があればわかるが、吹田市ではそういった産業はほとんどないので、用途地域とかを考慮して立地が可能な施設ですか。

(理事者)

吹田市内において、特定バイオマス発電設備の立地可能な用途地域が指定されているのか等についてはこの場ではわかりかねます。

(委員)

吹田市内で立地の可能性について、検討していないということですか。

(理事者)

特定バイオマス発電設備の特例は既に条例として定められており、今回、その一部について、特例割合が改正されましたので、これまで同様、すべての特定バイオマス発電設備について条例で定めたいと考えています。

(委員)

仕組みとして、将来のために定めておきたいという市の考えは理解しましたが、わがまち特例の趣旨を考えると、地域の実情に応じて定めるものなので、立地される可能性がない場合は、条例に定める必要がないため、今後、わがまち特例として定めることを説明するためにも確認をしておいてもらえればと思います。

(理事者)

指摘事項について確認します。

質疑応答の後、採決した結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることになりました。

イ 一体型滞在快適性等向上施設に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例（わがまち特例）について理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員)

このオープンスペース等について、吹田市には該当する建物が多いのではないかと思います。これを機に建物所有者に対して改修のアピール等は考えていますか。

(理事者)

前提として、滞在快適性等向上区域の設定が必要となります。現在、吹田市内で該当の区域かつ官民一体となって対応する地域の予定はありません。

(委員)

この固定資産税の特例を適用するには、区域設定を条例で定める必要がありますか。それとも市の判断で可能ですか。

(理事者)

滞在快適性等向上区域の設定につきましては、都市再生整備計画で設定が必要になります。

(委員)

都市再生整備計画については、市の判断で区域設定は可能で、条例で定めるものではないという理解で良いでしょうか。

(理事者)

条例に定めるものではないと思います。

(委員)

では、都市計画部が開発に対して区域設定をし、民間の事業者を募集した場合、固定資産税が減額されるということで、官民一体の連携事業の計画が進めば特例の適用ができるという理解で良いでしょうか。

(理事者)

そのとおりです。

(委員)

今後の予定がないうえで定めるということですね。今後、推進してほしい等の要望があれば検討するといったこともないのでしょうか。

(理事者)

現時点では予定はないと計画調整室に確認しています。

(委員)

吹田市でこういった居心地のいいまちづくりを推進してほしいという委員の意見があるように感じます。

(理事者)

区画整理事業に合わせて、地権者の方が事業に一体的に参加されるということになれば、本特例の対象となる可能性はあると思っています。

(委員)

今回、国の改正に対応しておかなければいけないので、具体的な事例として対象はないが、諮問事項としているということですね。今回の特例について、税務部としても都市計画部にも情報提供を行い、連携し、今後の都市計画事業を進めていただきたい。その中で、具体的な計画があれば、特例割合についても政策判断を要する場合もあることと思います。

質疑応答の後、採決した結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることになりました。

(2) 議事 2

令和5年度(2023年度)市税収入状況について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

説明後、質問はありませんでした。

(3) 議事 3 その他

事務局からの、議事概要の公開等の事務的な報告をしました。